

# 広島市障害者計画

〔2024－2029〕

(素 案)

広 島 市



## < 目 次 >

### 第1編 総論

- 1 広島市障害者計画の策定について…………… P 1
  - (1) 計画策定の趣旨…………… P 1
  - (2) 計画の位置付け…………… P 2
  - (3) 計画期間…………… P 3
  - (4) 計画の推進及び点検…………… P 3
- 2 計画の基本的な考え方…………… P 4
  - (1) 広島市障害者計画の基本理念等…………… P 4
  - (2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目…………… P 6
  - (3) 施策体系…………… P 8
  - (4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応…………… P 9

### 第2編 各論

- 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進…………… P 1 1
  - (1) 虐待の防止と差別の解消の推進…………… P 1 1
  - (2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進…………… P 1 3
  - (3) 市民の活動等の支援と交流の促進…………… P 1 5
- 2 安全・安心な生活環境整備の推進…………… P 1 7
  - (1) 外出しやすいまちづくりの推進…………… P 1 7
  - (2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援…………… P 2 0
  - (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進…………… P 2 3
- 3 相談支援の充実…………… P 2 6
  - (1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実…………… P 2 6
  - (2) 権利や財産を守る取組の推進…………… P 2 8
- 4 地域生活支援の充実…………… P 3 0
  - (1) 福祉サービスの必要な量と質の確保…………… P 3 0
  - (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実…………… P 3 3
  - (3) 支援を担う人材の確保…………… P 3 5
  - (4) 情報・コミュニケーション支援の充実…………… P 3 7
- 5 発達支援と教育の充実…………… P 3 9
  - (1) 総合的な発達支援の充実…………… P 3 9
  - (2) 自立に向けた教育の充実…………… P 4 2

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| <b>6 活躍支援の充実</b> .....  | P 4 5 |
| (1) スポーツ・文化芸術活動の促進..... | P 4 5 |
| (2) 総合的な就労支援の充実.....    | P 4 8 |
| (3) 障害者雇用の拡大・定着.....    | P 5 1 |

# 第1編 総論



## 1 広島市障害者計画の策定について

### (1) 計画策定の趣旨

広島市では、令和2（2020）年2月に策定した市政推進に当たっての基本的な考え方や施策の方向性を示す「第6次広島市基本計画」において、障害者施策について「障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。」としています。

国においては、令和3（2021）年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「障害者差別解消法一部改正法」という。）の成立（令和6年4月施行）や、令和4（2022）年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行など、障害者の社会参加と共生社会の実現に資することを目的とした障害者に関する法律の施行が相次いでいます。また、令和3（2021）年7月から9月の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、社会的障壁の除去による共生社会の実現に向けた機運が一層高まるほか、新型コロナウイルス感染症拡大等の非常時における課題が明らかになるなど、障害者を取り巻く社会環境は変化しています。

本市においては、障害者の人数及び人口に占める割合が増加するとともに、障害者の重度化・高齢化等の状況があります。また、障害者と高齢の親が同居する世帯への支援や、制度の対象外である生活課題への支援など、課題が多様化・複雑化し、障害福祉サービスをはじめとする公的な支援へのニーズとともに、地域の実情に応じた総合的な支援の必要性が高まっています。

こうしたことから、平成30（2018）年3月に策定した「広島市障害者計画〔2018-2023〕」（以下「前計画」という。）が令和5（2023）年度で終期を迎える中、広島市の障害者施策を総合的に推進していくために、障害者を取り巻く社会環境の変化や、前計画から引き続き取り組むべき課題、令和4（2022）年度に実施した「障害福祉等に関するアンケート」の結果等を踏まえて、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする、新たな広島市障害者計画を策定します。

# 1 広島市障害者計画の策定について

## (2) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と、具体的な方策を示す中長期的な計画です。

また、本計画は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）に基づく視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（以下「読書バリアフリー計画」という。）としても位置付けます。

### <根拠法令>

障害者基本法（一部抜粋）

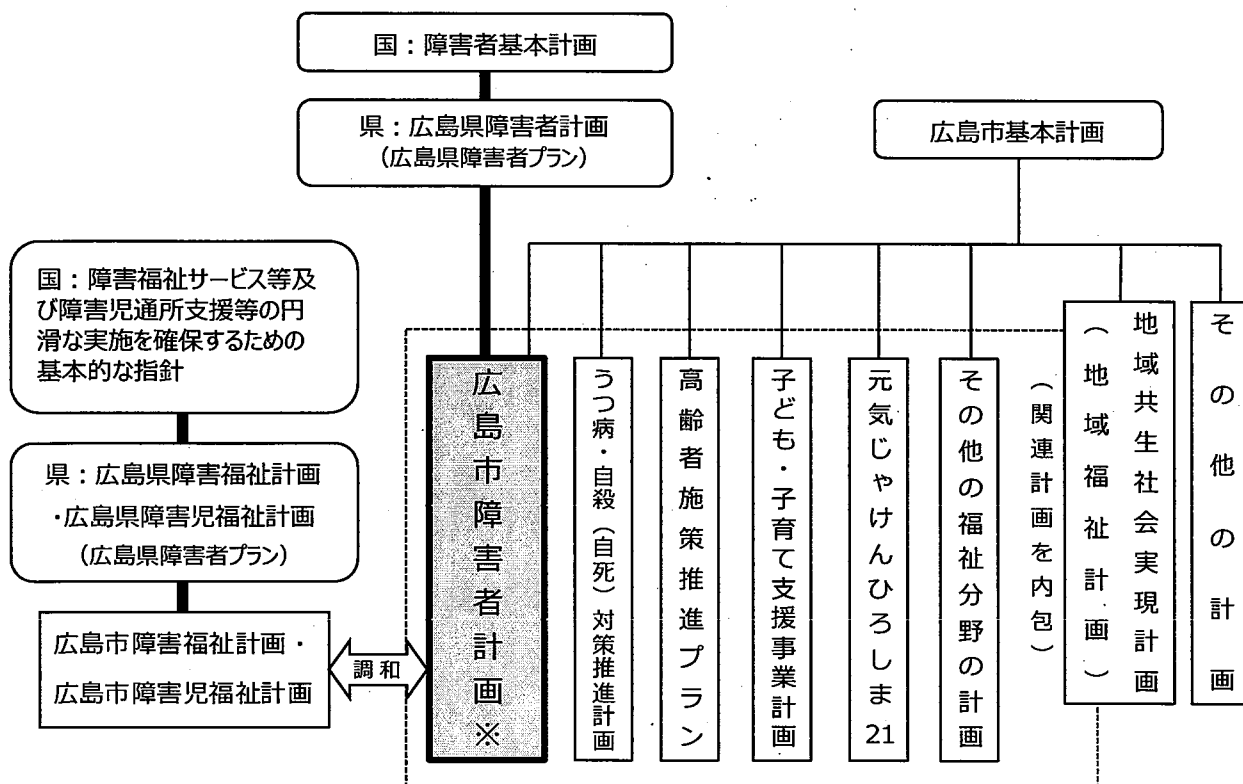
（市町村障害者計画）

第11条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### <参考> 関連する計画等との関係図



## 1 広島市障害者計画の策定について

---

### (3) 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画です。

### (4) 計画の推進及び点検

本計画に掲げる施策は、障害者の保健福祉だけではなく、住宅、交通、教育、就労など様々な分野にわたっていることから、関係部局と連携を図りながら、施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会全体での取組が不可欠であることから、市民や社会福祉協議会等の地域団体、事業者、医療機関等の関係機関などにおける理解を深めるとともに、連携を図ります。

さらに、毎年度、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聴きながら、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行います。

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### (1) 広島市障害者計画の基本理念等

令和5（2023）年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念に変更はなく、これまでと同様に「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指したものとなっています。

また、令和2（2020）年6月に策定した市政推進に当たっての基本的な考え方や施策の方向性を示す「第6次広島市基本計画」では、「全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会」を目指すこととしており、前計画の基本理念と方向性が一致しています。

これらのことから、前計画を踏襲した次の「基本理念」を掲げます。

#### 【基本理念】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

#### <参考1>

#### 第5次障害者基本計画

（令和5（2023）年3月策定）※抜粋

#### Ⅱ 基本的な考え方

##### 1. 基本理念

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条例の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### <参考2>

#### 第6次広島市基本計画

(令和2(2020)年6月策定) ※抜粋

#### 第3項 障害者の自立した生活の支援

##### 《現状と課題》

本市では、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などを踏まえ、障害者の支援に取り組んでいる。こうした中、障害者の重度化・高齢化等への対応や、障害者と高齢の親が同居する世帯への対応、支援制度がない生活課題や困りごとへの対応など、障害者の支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想される。

このため、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。

### <参考3>

基本理念における“自立”とは、

障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁が取り除かれ、経済的な側面を含め、必要な支援を受けながら障害者が住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体として参加できる状態です。

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### (2) 広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目

基本理念実現のために全ての施策に共通する以下の3つの基本的な視点とそれに対応する重点項目を設定し、各施策に取り組みます。

#### 【基本的視点1】差別の解消と権利擁護の推進

障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、様々な主体の連携と、市民や事業者の幅広い理解の下、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

##### 《重点項目1》 差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発
- ・ 障害を理由とする差別の解消に向け、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、取組を推進
- ・ 虐待の防止についての取組

##### 《重点項目2》 情報保障・意思疎通支援の充実

- ・ 情報の取得・利用等におけるアクセシビリティの向上
- ・ 障害の特性に配慮した情報保障や意思疎通支援の充実

#### 【基本的視点2】住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

住み慣れた地域や生活の拠点において、障害者一人ひとりのライフステージと状況に応じた適切な支援を受けつつ、災害時等においても安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。

##### 《重点項目3》 住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

- ・ 住み慣れた地域や生活の拠点で安全・安心に暮らせる切れ目のない相談支援やサービスの提供
- ・ 災害等の非常時に、困難な状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進
- ・ 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
- ・ 病院・施設から地域への移行を支援する福祉サービスの充実
- ・ 専門的な支援を要する医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### 【基本的視点3】社会参加や就労による活躍の支援

障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。

#### 《重点項目4》 社会参加や就労による活躍の支援

- ・ 障害者の個性や能力を発揮できるよう、スポーツや文化芸術活動の促進による活躍の支援
- ・ 障害者の職場開拓や定着支援について関係機関と連携支援
- ・ 本市内の事業者等における障害者雇用の拡大・定着

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### (3) 施策体系

基本理念を実現するためには、基本的視点と重点項目に基づき、ソフト・ハード両面にわたる幅広い分野における施策を展開していくことが不可欠です。

本計画では、前計画の施策体系を踏襲し、障害者関連施策を網羅する6つの施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

| 基本理念                                                                    | 施策の柱                   | 施策項目                     |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| 障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。 | 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進 | (1) 虐待の防止と差別の解消の推進       |
|                                                                         |                        | (2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進 |
|                                                                         |                        | (3) 市民の活動等の支援と交流の促進      |
|                                                                         | 2 安全・安心な生活環境整備の推進      | (1) 外出しやすいまちづくりの推進       |
|                                                                         |                        | (2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援    |
|                                                                         |                        | (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進 |
|                                                                         | 3 相談支援の充実              | (1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実   |
|                                                                         |                        | (2) 権利や財産を守る取組の推進        |
|                                                                         | 4 地域生活支援の充実            | (1) 福祉サービスの必要な量と質の確保     |
|                                                                         |                        | (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実   |
|                                                                         |                        | (3) 支援を担う人材の確保           |
|                                                                         |                        | (4) 情報・コミュニケーション支援の充実    |
|                                                                         | 5 発達支援と教育の充実           | (1) 総合的な発達支援の充実          |
|                                                                         |                        | (2) 自立に向けた教育の充実          |
|                                                                         | 6 活躍支援の充実              | (1) スポーツ・文化芸術活動の促進       |
|                                                                         |                        | (2) 総合的な就労支援の充実          |
|                                                                         |                        | (3) 障害者雇用の拡大・定着          |

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### (4) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人ひとりの尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、本市では、本計画の上位計画である「広島市基本計画」において、SDGsを計画に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしています。

本計画においても、施策の柱に関連性の高いSDGsを位置付け、その達成に向けた施策を展開します。

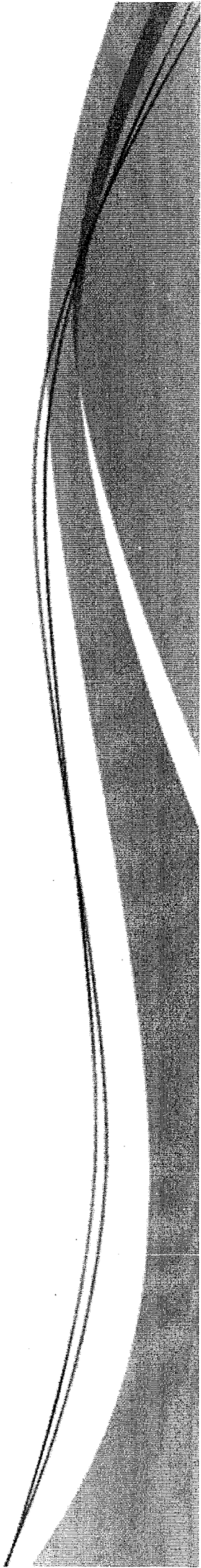
| 施策の柱                   | 関連性の高いSDGs                                                                                                                            |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進 | <div>5 ジェンダー平等を<br/>実現しよう</div> <div>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</div> <div>16 平和と公正を<br/>すべての人に</div> <div>17 パートナリーシップで<br/>目標を達成しよう</div> |
| 2 安全・安心な生活環境整備の推進      | <div>3 すべての人に<br/>健康と福祉を</div> <div>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</div> <div>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</div>                                       |
| 3 相談支援の充実              | <div>3 すべての人に<br/>健康と福祉を</div> <div>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</div> <div>16 平和と公正を<br/>すべての人に</div>                                        |
| 4 地域生活支援の充実            | <div>3 すべての人に<br/>健康と福祉を</div> <div>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</div>                                                                        |
| 5 発達支援と教育の充実           | <div>3 すべての人に<br/>健康と福祉を</div> <div>4 質の高い教育を<br/>みんなに</div> <div>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</div>                                          |
| 6 活躍支援の充実              | <div>1 貧困を<br/>なくそう</div> <div>4 質の高い教育を<br/>みんなに</div> <div>8 働きがいも<br/>経済成長も</div>                                                  |

## 2 広島市障害者計画の基本的な考え方

### (参考) 本計画の施策の柱に位置付けたSDGs一覧

|                                                                                                                    |                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1</b> 貧困をなくそう<br>              | <b>1 貧困をなくそう</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる                                                               |
| <b>3</b> すべての人に健康と福祉を<br>         | <b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                                                |
| <b>4</b> 質の高い教育をみんなに<br>          | <b>4 質の高い教育をみんなに</b><br>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する                                            |
| <b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう<br>       | <b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b><br>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う                                                  |
| <b>8</b> 働きがいも経済成長も<br>         | <b>8 働きがいも経済成長も</b><br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する                  |
| <b>10</b> 人や国の不平等をなくそう<br>      | <b>10 人や国の不平等をなくそう</b><br>各国内および各国間の不平等を是正する                                                             |
| <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを<br>     | <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する                                         |
| <b>16</b> 平和と公正をすべての人に<br>      | <b>16 平和と公正をすべての人に</b><br>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| <b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう<br> | <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b><br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  |

## 第2編 各論



(注) 本文【主な事業・取組】の記載について

《新》…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する  
事業・取組

《拡》…前計画に掲載されている事業・取組で、前計画期間中に拡充したもの、又は本計画で拡充を予定している事業・取組

# 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

## <施策項目>

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

## 【主要課題】

### ① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 平成24（2012）年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組を推進することが求められています。
- ◆ 虐待通報の増加に対応する体制整備が必要です。
- ◆ 市民や施設従事者、事業者等が、障害者の虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。

<参考> 虐待通報ダイヤルへの通報内容別件数（通報受付時）

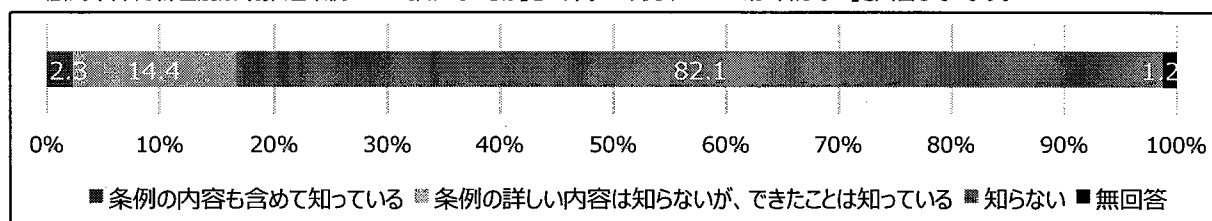
| 通報内容        | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 計    |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|------|
| 養護者による虐待    | 52件    | 59件    | 85件   | 85件   | 91件   | 372件 |
| 施設従事者等による虐待 | 30件    | 29件    | 29件   | 58件   | 93件   | 239件 |
| 使用者による虐待    | 1件     | 5件     | 16件   | 7件    | 3件    | 32件  |
| 計           | 83件    | 93件    | 130件  | 150件  | 187件  | 643件 |

### ② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

- ◆ 令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や令和2年10月に施行された広島市障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組を推進することが求められています。
- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例についての認知度が低いため、法や条例について市民や事業者等への更なる普及啓発が求められています。

<参考> 令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査

「広島市障害者差別解消推進条例について知っているか」という問いに対し、82.1%が「知らない」と回答しています。



## 【施策の方向性】

### ① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に取り組みます。
- ◆ 虐待に係る相談体制や、緊急一時保護の充実を図ります。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力の防止などの取組と連携を図ります。

- ◆ 相談支援事業者等と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

## ② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や事業者等への分かりやすい周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実に努めるとともに、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、相談・紛争解決等のための対応に取り組みます。

### 【主な事業・取組】

#### ① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

| 主な事業・取組          | 事業・取組の概要                                                                                                                               |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《拡》障害者虐待防止事業     | 障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、24 時間・365 日通報等を受け付け、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施 |
| 福祉サービス事業所等の体制整備等 | 福祉サービス事業所等に対し、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を実施するよう指導                                                                         |

#### ② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

| 主な事業・取組                              | 事業・取組の概要                                                    |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組              | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施 |
| 《拡》障害者差別解消に向けた相談体制の充実                | 障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実                          |
| 《拡》広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組 | 広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営 |

## 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

### <施策項目>

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

### 【主要課題】

#### ① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ あらゆる障害や障害者についての理解の促進のためには、平成26（2014）年に締結された障害者権利条約や、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法などの関連する法律についての啓発が重要です。また、障害者が主体的に社会の活動に参加し活躍していくためには、障害者も、障害者権利条約や関連する法律について学ぶことが大切です。

#### ② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、身近な地域、学校、職場等における障害や障害者についての一層の啓発により、心のバリアフリーを促進することが重要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ 障害者権利条約や関連する法律、広島市障害者差別解消推進条例についての周知を図り、障害者への意識啓発や、市民や地域における普及啓発に努めます。

#### ② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、障害特性の十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

### 【主な事業・取組】

#### ① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

| 主な事業・取組                   | 事業・取組の概要                                  |
|---------------------------|-------------------------------------------|
| 《拡》障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発 | 障害者権利条約、障害者差別解消法などの関連する法律や条例についての普及・啓発を実施 |

## ② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

| 主な事業・取組                                         | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者週間（１２月３日～９日）推進事業                             | 作文・ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施                                                                                                                                                                                                          |
| やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業                           | 広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に、障害のある学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施                                                                                                                                                                               |
| 人権啓発リーダー養成講座の実施                                 | 企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施                                                                                                                                                                      |
| 障害者を理解するための市職員への研修                              | 新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車いす体験等）を実施                                                                                                                                                                                                  |
| 発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発                       | 特に障害特性の十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について正しい理解を促進するため、講演会を開催するとともに本市の広報紙やホームページ等で幅広く情報を発信                                                                                                                                               |
| ヘルプマークの普及啓発                                     | 広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施                                                                                                                                                                                                  |
| 《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施<br>〈マーガレットサイトURL〉<br><a href="https://shougai-hiroshimacity.jp/">https://shougai-hiroshimacity.jp/</a> |

## 1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

## &lt;施策項目&gt;

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 市民の活動等の支援と交流の促進

## 【主要課題】

## ① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

- ◆ 障害や障害者についての理解を促進するとともに、スポーツ・文化芸術行事やその他のあらゆる分野への障害者の主体的な参加や、全市レベルから地域のコミュニティ単位に至る交流の場づくりをすすめ、障害者と市民との交流を促進することが求められています。

## ② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアの果たす役割が重要であることから、一層のボランティア育成が求められています。
- ◆ ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制作りが求められています。

## ③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体や支援団体のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められています。
- ◆ 障害者への支援を促進するためには、既存の団体やNPO等との連携強化や、それらの各団体等の活動に対する継続的な支援が必要です。

## 【施策の方向性】

## ① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

- ◆ 地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組について検討し、住み慣れた地域等で、つながりのある安心した生活ができるよう支援します。
- ◆ 全市レベルでの各種行事等への障害者の主体的な参加による、市民との交流や、幅広い交流の場づくりにより、障害や障害者への理解を促進します。

## ② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者のニーズに対応したボランティア養成講座や登録ボランティアのフォローアップ講座等により、一層のボランティア育成に努めます。
- ◆ 障害者を支えるボランティア活動への支援やボランティア団体等のネットワーク化の推進に努めます。

## ③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者団体やNPO等との連携を強化し、そのノウハウをいかした障害者を支援する活動を促進します。
- ◆ 障害者団体等による交流の場づくりや、ピアサポート等の自主的な取組、相談支援事業等の活動に対する支援を充実します。

## 【主な事業・取組】

### ① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり

| 主な事業・取組                          | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《拡》地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討と実施 | 地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討と「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」での地域のサロン情報の提供<br>〈マーガレットサイトURL〉<br><a href="https://shougai-hiroshimacity.jp/">https://shougai-hiroshimacity.jp/</a> |
| フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営       | ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進                                                                                                                                           |
| 障害子どもまつり開催事業補助                   | ステージ発表やあそびの広場等での交流を促進する行事を実施する事業を補助                                                                                                                                             |
| 文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進      | 障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進                                                                                                                   |

### ② ボランティアの育成とネットワーク化の推進

| 主な事業・取組                       | 事業・取組の概要                                                                             |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催  | 手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催                                                            |
| 視覚障害者 I C T ボランティアの養成・派遣      | 視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定や操作方法等の指導を行う「I C T 利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者の自宅等に派遣 |
| 市ボランティア情報センター事業・区ボランティアセンター事業 | 広島市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会が、ボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施                             |

### ③ 障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

| 主な事業・取組                  | 事業・取組の概要                                                         |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援 | 交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援 |
| 高次脳機能障害者支援事業             | 高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施           |
| 難病患者等交流会等の実施             | 患者会と共催で、交流会や難病講演会・相談会を開催                                         |

## 2 安全・安心な生活環境整備の推進

### <施策項目>

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

### 【主要課題】

#### ① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

- ◆ 障害者が安心して外出できるようにするためには、公共の建物のスロープ、手すり、エレベーター等の整備や、車いす使用者等対応トイレの充実などのほか、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続することが重要です。
- ◆ 障害者が外出しやすい環境づくりを実現するためには、公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する障害者からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策、施設整備に反映させる必要があります。

#### ② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

- ◆ スロープ、手すり、エレベーター等の整備、車いす使用者用等対応トイレの充実など、障害者が使いやすいよう、公共施設を計画的に整備・改善することが必要です。
- ◆ 公共施設整備の際は、設計段階から障害者の意見を十分に聞くことが重要です。

#### ③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

- ◆ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」※（以下「基本方針」という。）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努めるとともに、事業者による心のバリアフリーの取組を促進する必要があります。

※高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は利用上の利便性及び安全性を向上することの促進に関する基本方針

- ◆ 低床車両の導入や、駅へのエレベーター設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関や交通施設の整備・充実が望まれています。

#### ④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

- ◆ 自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去することにより、安全で快適な歩行空間の確保が望まれています。
- ◆ 道路の段差の解消、誘導ブロック等の適切な整備等による、道路のバリアフリー化の推進が重要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

- ◆ 市内の繁華街や駅周辺などのバリアフリーマップの公開等、市民への情報提供に努めるとともに、その充実を図ります。

- ◆ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入促進等、福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有するとともに、具体的な施策への反映に努めます。
- ◆ 事業者等が、自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについて検討するなど、事業者等による障害者が外出しやすい環境づくりを促進します。

## ② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

- ◆ 公共施設のスロープ、手すり、エレベーター等の整備、車いす使用者用等対応トイレの充実等について、計画的な整備・改善に努めます。
- ◆ 公共施設整備の際における、設計段階からの障害者の意見聴取及び反映に努めます。

## ③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

- ◆ バリアフリー法の内容を踏まえ、同法や同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導、事業者による心のバリアフリーについての取組の促進に努めます。
- ◆ 低床車両の導入や駅へのエレベーター設置の促進など、公共交通機関や交通施設の整備・充実に努めます。

## ④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

- ◆ 放置自転車の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進します。
- ◆ 歩道の幅や段差、勾配の改善や誘導ブロックの適切な整備などにより、道路のバリアフリー化を推進します。

## 【主な事業・取組】

### ① 障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供

| 主な事業・取組                                        | 事業・取組の概要                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用                         | 福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、随時適切に対処し施策に反映                                                                                                |
| 市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実                        | 市内中心部や広島駅周辺等の公共施設や民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況についての情報を取りまとめ、マップ形式により本市ホームページで公開し、市民への情報提供を実施                                                      |
| 「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発                         | 障害者等の対象者に利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車いす使用者等用駐車区画の適正利用を促進                                                                                   |
| 《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施〈再掲〉 | バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施 |

## ② 公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善

| 主な事業・取組               | 事業・取組の概要                                                                                                |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共施設福祉環境整備事業          | 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化（スロープや車いす使用者用等対応トイレ等の設置ほか）、整備・改善（段差の解消、トイレの改修ほか）を推進 |
| 公共施設整備への設計段階からの障害者の参加 | 障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備を推進                                |

## ③ 民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導

| 主な事業・取組                                    | 事業・取組の概要                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築確認申請時の事前協議やバリアフリー法等による整備誘導               | 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準への適合率の向上に向けた事前協議や、「バリアフリー法」に基づく認定等を実施                                                                                 |
| 《拡》事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施 | バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施 |
| 《拡》交通施設バリアフリー化設備整備費補助                      | 国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援                                                                                           |
| 低床路面電車車両購入費補助                              | 国等と協調して、事業者による低床路面電車の購入費の一部を支援                                                                                                             |
| 低床低公害バス車両購入費補助                             | 国等と協調して、事業者による低床低公害バスの購入費の一部を支援                                                                                                            |
| 《新》「心のバリアフリー」の推進に係る広報・啓発                   | 国や地域等と連携した「心のバリアフリー」に係る広報・啓発の実施                                                                                                            |

## ④ 安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

| 主な事業・取組                                           | 事業・取組の概要                                        |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 道路・街路事業、福祉環境整備事業〔道路〕（歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等） | 歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施 |
| 放置自転車等の撤去、駐輪指導等                                   | 主に繁華街やＪＲ駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施      |

## 2 安全・安心な生活環境整備の推進

### <施策項目>

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

### 【主要課題】

#### ① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

- ◆ 障害者が安心して暮らせるようにするためには、障害の特性や障害者のニーズに配慮した住まいが必要であり、市営住宅についてもバリアフリー化が求められています。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みの充実が求められています。

#### ② 住宅改造等の支援

- ◆ 障害者が安心して住み慣れた住まいで暮らせるようにするためには、住宅のバリアフリー化のための支援の充実が重要です。

#### ③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

- ◆ 障害者が安心して暮らせる住まいを確保するためには、住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口の設置など、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実などが求められています。
- ◆ 民間住宅の賃貸借における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消に向けた取組の充実が求められています。

#### ④ グループホーム等の整備促進

- ◆ 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、障害者の様々なニーズに対応し、必要な時にすぐ支援を受けることのできるグループホーム等を整備することが重要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

- ◆ 個々の障害の特性や多様なニーズに配慮した、市営住宅の整備や改善を行います。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みについて、引き続き適切な運用と充実に努めます。

#### ② 住宅改造等の支援

- ◆ 住宅を障害者の生活や家族の介護に配慮したものに改造等を行う際に、費用を補助するなどの支援に努めます。

#### ③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

- ◆ 関係団体と連携し、民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や、相談窓口の拡大等に努めます。
- ◆ 障害を理由として、正当な理由なく賃貸借契約を拒否する等の差別的取扱いが起こらないよう、関係機関等へ障害者差別解消法の周知や啓発に努めます。

## ④ グループホーム等の整備促進

- ◆ 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等のニーズを踏まえた整備促進に努めます。

## 【主な事業・取組】

## ① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等

| 主な事業・取組                            | 事業・取組の概要                         |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業 | バリアフリー化に配慮して整備、既存住宅の改善等を実施       |
| 市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置                | 市営住宅の入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施 |

## ② 住宅改造等の支援

| 主な事業・取組                       | 事業・取組の概要                                            |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 障害者住宅改造費補助                    | 障害者の日常生活の利便性を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成（上限80万円）を実施    |
| 住宅の改造等に関する相談支援（地域リハビリテーション事業） | 身体障害者更生相談所の職員が車いすの判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施 |

## ③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実

| 主な事業・取組          | 事業・取組の概要                                                                                                                                                        |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅相談事業           | 弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施                                                                                                                   |
| 地域移行支援、地域定着支援    | 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施 |
| 《新》広島市居住支援協議会の運営 | 障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供       |

| 主な事業・取組                       | 事業・取組の概要                                                    |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組 〈再掲〉 | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施 |

④ グループホーム等の整備促進

| 主な事業・取組               | 事業・取組の概要                                                   |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| グループホーム等の開設等への支援      | 民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施 |
| 市営住宅の空き室のグループホーム等への活用 | 市営住宅の空き室情報の提供等を実施                                          |

## 2 安全・安心な生活環境整備の推進

### <施策項目>

(1) 外出しやすいまちづくりの推進

(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

### 【主要課題】

#### ① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

- ◆ 障害者を災害や犯罪から守るためには、障害の特性に配慮した支援体制を構築すること等により、未然の被害防止策を充実することが重要です。
- ◆ 障害の特性や障害者のニーズに応じた災害等の非常時の連絡通報や避難の体制を整備することと、その周知を促進していくことが不可欠です。

#### ② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

- ◆ 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の特性や障害者のニーズに配慮した災害時支援体制の充実が求められています。
- ◆ 避難が長期化する場合には、障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

- ◆ 障害者が犯罪の被害にあうのを防ぐため、障害者支援施設等への防犯カメラの設置を促進します。
- ◆ 災害時に自力での避難が困難である障害者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。
- ◆ I C Tの活用など障害の特性や障害者のニーズに応じた防災情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

#### ② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

- ◆ 障害の特性に応じた情報提供や、精神面や医療の支援も含めた災害時支援体制の充実に努めます。
- ◆ 避難場所において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。
- ◆ 車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなどの福祉的配慮が整った福祉避難所の充実に努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備

| 主な事業・取組                  | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織の育成指導              | 災害時における地域の防災行動力の向上を図るため、障害者等の視点を踏まえながら、各種訓練を実施するとともに、自主防災組織と社会福祉施設等（障害者施設を含む。）との協力体制が確立されるよう働き掛けを実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 《拡》避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成</li> <li>・ 同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供するとともに、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成を推進</li> <li>・ 土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスを提供（令和元年度以前は、同対象世帯のうち、希望世帯に防災行政無線屋内受信機を設置）</li> </ul> |
| 防災情報メール配信システム            | 避難勧告等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業     | 事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 聴覚障害者等 119 番通報手段の確保      | ファクス、電子メール、インターネットによる 119 番通報手段を確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業〈再掲〉   | 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

### ② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

| 主な事業・取組                           | 事業・取組の概要                                                               |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備            | 市民活動団体等と本市で構成する「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」による活動の充実                           |
| 《新》災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討 | 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報保障・意思疎通支援等の検討 |

| 主な事業・取組                             | 事業・取組の概要                                                                                                                                          |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手話通訳者及び要約筆記者奉仕員派遣事業                 | 消防隊等の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達の手段として、手話通訳者又は要約筆記者奉仕員の派遣を実施                                                        |
| 《拡》福祉避難所の設置                         | 災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進。また、災害時に円滑な福祉避難所の設置ができるよう、福祉避難所の開設訓練を実施 |
| 医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄                 | 広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう医療救護班編成機関との連携を強化                                                                                                      |
| 大規模災害発生時のメンタルヘルス対策                  | 被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターが面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施<br>被災者に関わる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的とした研修会を開催                                   |
| 障害者基本法改正に対応した取組の検討（防災及び防犯についての施策推進） | 障害者基本法を踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施                                                                                       |
| 建築物等の所有者等に対する指導                     | 新築時に、障害者等に有効な消防用設備等や器具等の導入を図るよう、働き掛けを実施                                                                                                           |
| 消防通信指令管制システムにおける避難行動要支援者情報の活用       | 福祉関係部局提供の避難行動要支援者情報等を消防通信指令管制システムの地図に表示するなど情報を活用                                                                                                  |

### 3 相談支援の充実

#### <施策項目>

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実

(2) 権利や財産を守る取組の推進

#### 【主要課題】

##### ① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

- ◆ 相談支援事業所を知らない障害者が多いため、相談支援事業所の役割等の周知が必要です。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直す必要があります。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備、さらに障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築による、切れ目のない相談支援体制の充実、複雑化・複合化した生活課題に対応する重層的な支援体制が求められています。
- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療から福祉等の幅広い相談への対応が求められています。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげる仕組みの検討が求められています。

#### 【施策の方向性】

##### ① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直します。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、重層的な支援体制の充実に努めます。
- ◆ 研修等を通じた、相談支援事業所相談員や手話相談員等の各種相談員の質の向上に努めます。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児者や家族からの、医療、福祉から日常生活にわたる幅広い相談支援ができる体制の充実に努めます。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげるため、ひきこもり相談支援センター等が能動的な支援を行うとともに、更なる仕組みの構築を検討します。

## 【主な事業・取組】

### ① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実

| 主な事業・取組                                                  | 事業・取組の概要                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）               | 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進。併せて、相談支援事業所の評価方法を検討 |
| 障害児等療育支援事業                                               | 訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施                                                                               |
| 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し                             | 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直すとともに、相談支援事業所等について一層の周知を実施                                                              |
| 《拡》地域生活支援拠点の充実                                           | 障害者の重度化・本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実                                                                            |
| 各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営                                  | 適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施                                                                                            |
| 在宅訪問相談援助事業                                               | 各区社会福祉協議会に総合相談員を配置し、来所相談が心理的、身体的に難しい方を対象に、在宅訪問相談を実施するとともに、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門相談員を派遣                                               |
| 各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉士等）による相談支援 | 本人、家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施                                                                                                       |
| 重症心身障害児(者)相談支援事業                                         | 生活上の困難さが著しい重症心身障害者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施                                          |
| 保健師地区担当制                                                 | 保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進   |
| 《拡》相談支援包括化推進員の配置                                         | 高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、相談支援機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置                                      |

### 3 相談支援の充実

#### <施策項目>

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実

(2) 権利や財産を守る取組の推進

#### 【主要課題】

##### ① 障害者の権利を守る取組の充実

- ◆ 障害者権利条約や障害者差別解消法の、差別を含む権利を侵害する行為を禁止し、合理的配慮の提供を確保する趣旨等を踏まえた取組を行う必要があります。
- ◆ 障害者の権利擁護の前提となる、市民、地域団体や事業者に対する障害や障害者についての理解の促進が重要です。
- ◆ 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠です。

##### ② 成年後見制度の利用支援

- ◆ 障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要があります。
- ◆ 成年後見制度は使われている言葉や定められた手続きが分かりにくいいため、制度を利用しやすくするための取組が求められています。

#### 【施策の方向性】

##### ① 障害者の権利を守る取組の充実

- ◆ 市民、地域団体や事業者が障害や障害者についての理解を深めていくために、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた取組を充実します。
- ◆ 障害者やその家族等からの人権相談について、助言や専門的な支援を行います。
- ◆ 障害者の人権相談窓口について、当事者やその家族、支援者への周知を図り、適切な相談に繋がるよう連携を強化します。

##### ② 成年後見制度の利用支援

- ◆ 成年後見制度について必要とする障害者が適切に利用できるよう、障害者やその家族、障害者を支援する地域団体等に対する分かりやすい周知に努めます。
- ◆ 成年後見制度を利用しやすくするための支援を検討します。

## 【主な事業・取組】

### ① 障害者の権利を守る取組の充実

| 主な事業・取組                                      | 事業・取組の概要                                                                          |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 障害や障害者についての啓発活動の推進                           | 障害者週間推進事業や福祉教育推進事業など様々な事業や機会を通じ、障害者差別解消法等についての周知や啓発に努め、市民・地域等における障害や障害者についての理解を促進 |
| 《拡》障害者110番運営事業                               | 「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」などに関する障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施）    |
| 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）                         | 広島市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施                             |
| 障害者基本法に対応した取組の実施及び検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等） | 障害者基本法を踏まえ、消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等について、必要な取組を実施                                    |

### ② 成年後見制度の利用支援

| 主な事業・取組               | 事業・取組の概要                                                                                                                     |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援事業          | 制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、制度の普及啓発を実施                                                          |
| 《新》成年後見制度利用促進事業       | 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者などの増加に伴い、預貯金などの財産管理や施設入所に関する契約の締結などを行う際の判断能力が十分でない方が増加していることから、こうした方々の財産、権利を保護し、安心して生活できるよう支援を行う成年後見制度の利用を促進 |
| 成年後見事業（「こうけん」）        | 広島市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施                                                       |
| 《新》成年後見人等への送付先変更の一括受付 | 成年後見人等の負担軽減につながるよう、本市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、担当窓口のいずれか一つの窓口でまとめて届出を受け付ける取組を実施                           |

## 4 地域生活支援の充実

### <施策項目>

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

### 【主要課題】

#### ① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ◆ グループホームの整備や日中活動サービスの充実等、福祉サービスの更なる基盤整備の取組を進めることにより、必要なサービス量を確保することが求められています。
- ◆ 誰もが安心して支援が受けられる地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。

#### ② 包括的・総合的な生活支援の充実

- ◆ 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
- ◆ 適切な医療や福祉サービスの利用等を支援する、医療費の助成や手当の支給、利用者負担軽減の継続が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、障害者の重度化や高齢化の問題などライフステージ等に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に対応した地域生活の支援体制の充実が求められています。
- ◆ 犯罪をした障害者に対し、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、円滑に社会復帰させることにより、再犯防止を行うことが求められています。
- ◆ 強度行動障害を有する者について、支援の充実を図ることが必要です。

#### ③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ◆ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者についての、支援の充実が求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ◆ 福祉サービス事業所やグループホームの整備等への支援により、福祉サービスの更なる基盤整備に努めます。
- ◆ 「地域共生社会」の構築を目指し、障害者を含めた地域包括ケアの実現に向けて、関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討します。

#### ② 包括的・総合的な生活支援の充実

- ◆ 福祉サービスの適切で円滑な利用を図るため、福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
- ◆ 医療の給付や医療費の助成、手当の支給等を行うとともに、利用者負担の軽減などを継続的に実施します。

- ◆ 重度の障害児への支援を充実するため、国の動向を踏まえて事業所への支援を検討します。
- ◆ 65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 障害者総合支援法や精神保健福祉法の改正に基づき、施設や病院からの地域移行、居宅生活に向けた支援に努めます。
- ◆ 司法及び医療・保健・福祉の関係機関が連携し、障害者の再犯防止等に関する施策を検討します。
- ◆ 強度行動障害への支援の充実に努めます。

### ③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ◆ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実に努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上

| 主な事業・取組            | 事業・取組の概要                                                                                       |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業 | 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助                                                      |
| 市有未利用地等の貸付け        | 市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援                                       |
| 事業所の指定、指導監査        | 障害者総合支援法の規定に基づき、事業所の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施                                  |
| 共生型サービスの実施         | 福祉サービスを利用していた者が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを利用することができるよう、居宅・日中活動系サービスについて、高齢者や障害者が共に利用できる共生型サービスを実施 |

### ② 包括的・総合的な生活支援の充実

| 主な事業・取組                                   | 事業・取組の概要                                                                  |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービス利用者の増加に対応した体制整備                     | 福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成支援及びサービス利用調整等を行う相談支援事業所の新規開設に向けた働き掛けを実施       |
| 福祉サービス事業所や施設等に関する情報提供                     | 相談支援事業所や本市ホームページ等において、福祉サービス事業所や施設等に関する情報を提供                              |
| 自立支援医療の給付                                 | 更生医療、育成医療、精神通院医療の給付                                                       |
| 精神障害者通院医療費補助                              | 精神障害者の通院医療費等に対する助成を実施                                                     |
| 手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済） | 各種手当等を国等の制度に基づき適切に支給。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国に対して要望等を実施 |

| 主な事業・取組                              | 事業・取組の概要                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域移行支援、地域定着支援〈再掲〉                    | 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施 |
| 65歳到達後の福祉サービスの支給決定や負担軽減の実施           | 65歳到達後も、福祉サービスの支給決定や介護保険サービスへ移行した際の利用者負担軽減による切れ目のない支援を実施                                                                                                        |
| 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討〈再掲〉 | 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討                                                                                                      |
| 障害者の再犯防止につなげる司法・福祉等関係者の連携促進          | 司法と医療・保健・福祉の関係機関が連携した、障害者の再犯の防止等に関する施策の検討                                                                                                                       |
| 《新》強度行動障害を有する者への支援体制の構築と支援策の検討・実施    | 強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制の構築。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組                                                                            |

### ③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

| 主な事業・取組                              | 事業・取組の概要                                                                                 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施          | 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進 |
| 高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応              | センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に対応                                                           |
| 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応） | 平成25（2013）年4月に福祉サービスの対象となった難病患者について、対象疾病の拡大やサービスについて周知し、利用を促進                            |

## 4 地域生活支援の充実

### <施策項目>

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

### 【主要課題】

#### ① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発が求められています。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努める必要があります。
- ◆ 自殺者数・自殺死亡率とも全体的には減少傾向にあるものの、近年は増減を繰り返しており、より一層自殺（自死）対策の推進を図る必要があります。

<参考>本市の自殺者数と自殺死亡率（出典 人口動態統計（厚生労働省））

| 区分    | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 自殺者数  | 217人  | 192人  | 233人  | 192人  | 150人  | 170人  | 146人  | 166人  | 167人 | 192人 | 168人 |
| 自殺死亡率 | 18.4  | 16.2  | 19.6  | 16.3  | 12.5  | 14.2  | 12.2  | 13.8  | 14.1 | 16.1 | 14.1 |

※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数

#### ② 医療・リハビリテーションサービスの充実

- ◆ 医療を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実が必要です。また、合理的配慮の提供等により、安心して医療機関を受診できる環境を整えることが求められています。
- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図る必要があります。
- ◆ 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ◆ 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性についての継続的な意識啓発に努めます。
- ◆ 障害者が健康診査等を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により肢体不自由による二次障害の予防等に努めます。
- ◆ 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、自殺（自死）を減らす取組を推進します。

#### ② 医療・リハビリテーションサービスの充実

- ◆ 障害者が医療機関を受診しやすくなるよう、医療についての情報提供や相談支援の充実について検討していくとともに、医療機関への合理的配慮の提供に関する周知・啓発に努めます。

- ◆ 医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など、広島県とも連携を図りながら、精神科医療の充実を図ります。
- ◆ 関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実に努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 疾病予防の推進と早期治療の充実

| 主な事業・取組            | 事業・取組の概要                                                                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 各種健康相談             | 疾病の予防や早期治療につなげるため、保健センターにおいて健康相談を実施                                        |
| 特定健康診査、各種がん検診等の実施  | 疾病の早期発見を図るとともに、健診等の結果を踏まえた保健指導や医療機関への受診勧奨等を実施                              |
| 在宅訪問歯科健診・診療事業      | 在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施                  |
| 《拡》うつ病・自殺（自死）対策の推進 | 「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）」に基づき、市民への普及啓発活動や相談支援にあたる人材養成の取組等、各種事業を総合的・計画的に推進 |

### ② 医療・リハビリテーションサービスの充実

| 主な事業・取組                          | 事業・取組の概要                                                                                                        |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助） | 各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施                                                                    |
| 重症心身障害児者への医療に関する情報提供の検討          | 重症心身障害児者への医療に関する情報提供について、関係機関と連携して検討                                                                            |
| 《拡》障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組〈再掲〉      | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施                                                     |
| 心身障害児（者）歯科診療事業補助                 | 広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成                                                                                   |
| 広島市精神科救急医療システムの運営                | 精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症患者及び身体合併症患者に対応 |
| 地域リハビリテーション推進事業                  | 身体障害者更生相談所と区福祉課等の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施。また、中途失聴難聴者の手話教室も巡回相談として実施                                  |

## 4 地域生活支援の充実

### <施策項目>

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

### 【主要課題】

#### ① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

- ◆ 障害者の日常生活を支える医療や福祉の事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、サービスの質の向上が求められています。
- ◆ 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスの人材不足の深刻化が懸念されることから、医療・福祉のサービス等を適切に提供するための、人材の確保・育成などの取組の充実・強化が求められています。
- ◆ 医療や福祉を担う人材が職場に定着して離職しないよう、処遇改善や労働環境整備等の取組が求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

- ◆ 事業者に対する指導監査や、従事者に対する研修等による、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。
- ◆ 医療・福祉の現場において、サービス等の量・質を確保するため、処遇改善や労働環境整備を促進するとともに、人材の確保と定着の支援、魅力向上・現場の負担軽減に向けた取組の強化を図ります。

### 【主な事業・取組】

#### ① 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上

| 主な事業・取組           | 事業・取組の概要                                                           |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 民間の福祉サービス従事者への研修  | 福祉サービスの質の確保を図ることを目的に、従業者に対して研修会を実施                                 |
| 若い世代に向けた介護職理解促進事業 | 若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、中学生を対象とした出前授業や高校生・大学生を対象とした介護の職場見学を実施 |
| 保育・介護人材サポート事業     | 地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇を改善                    |
| 障害福祉人材養成支援事業      | 福祉サービス事業所等における質の高い中核的な人材の育成・定着を図るため、一定の資格を新規に取得した人数に応じて補助金を交付      |

| 主な事業・取組                                       | 事業・取組の概要                                                                                                               |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《拡》医療・福祉・介護に携わる多様な人材の確保・育成や定着支援、魅力向上に向けた取組の強化 | 医療・福祉・介護人材の処遇改善と労働環境整備について、関係機関と連携して取り組むとともに、国に要望することなどについて検討。また、サービスを担う専門人材の確保・育成や定着支援に係る取組及び魅力向上・現場の負担軽減に資する取組の充実・強化 |

## 4 地域生活支援の充実

### ＜施策項目＞

(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 支援を担う人材の確保

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

### 【主要課題】

#### ① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

- ◆ 障害の特性に配慮した様々な方法による、市政や福祉等についての情報発信が求められています。

#### ② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

- ◆ 視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。
- ◆ ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。
- ◆ 音声認識や文字認識等のAI技術は進展しており、情報アクセシビリティの向上のため、ICTを始めとする新技術の利活用の推進を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

- ◆ 広報紙やSNSをはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識ソフト、インターネット等を活用するなど、障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。また、本市のホームページがより利用しやすくなるよう、工夫に努めます。

#### ② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

- ◆ 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者の情報・コミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者総合支援法に基づくサービスの拡大により、入院時の支援を充実します。
- ◆ ICTを活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者の情報アクセシビリティの向上に資するICTを始めとする新技術の利活用の推進に努めます。

### 【主な事業・取組】

#### ① 障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実

| 主な事業・取組                          | 事業・取組の概要                                      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 《新》各種行事やイベント等における情報保障のあり方についての啓発 | 各種行事やイベント等を開催する際の情報保障のあり方について、本市職員への定期的な啓発の実施 |

| 主な事業・取組                                     | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 点字・声の広報の発行                                  | 広報紙「ひろしま市民と市政」について、毎号、点字版やCD（デージー版）を作成                                                                                                                                                                                               |
| 手話通訳・字幕付テレビ広報番組の放送                          | テレビ広報番組に、手話通訳及び字幕（クローズドキャプション・要約字幕）を付けて放送                                                                                                                                                                                            |
| 市長記者会見の手話通訳・字幕付インターネット動画の配信                 | 市長記者会見の生中継動画に手話通訳を付けてインターネットで配信するとともに、会見後に字幕（クローズドキャプション）を挿入した動画をインターネットで配信                                                                                                                                                          |
| 本会議中継における手話通訳の活用                            | 本市の本会議中継に手話通訳を付けて放送                                                                                                                                                                                                                  |
| 聴覚障害者の傍聴に対する手話通訳者、要約筆記者・奉仕員の派遣手配            | 聴覚障害者が本会議や委員会を傍聴する際、手話通訳者や要約筆記者・奉仕員の派遣を手配                                                                                                                                                                                            |
| 《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施<br>〈マーガレットサイトURL〉<br><a href="https://shougai-hiroshimacity.jp/">https://shougai-hiroshimacity.jp/</a> |
| ホームページの充実                                   | 障害者をはじめ誰もが利用しやすいホームページとなるよう、本市ホームページの利便性や操作性等を向上                                                                                                                                                                                     |
| 広島市視覚障害者情報センター運営                            | 視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供等を行う「広島市視覚障害者情報センター」を運営                                                                                                                                                                                 |
| コミュニケーション支援事業                               | 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員の派遣、手話相談員の設置を実施                                                                                                                                                                                                      |

## ② ICT等を活用した障害者のコミュニケーション支援等の充実

| 主な事業・取組                     | 事業・取組の概要                                                                             |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 《拡》手話専用テレビ電話による相談支援の実施      | 障害福祉課と区福祉課にタブレット端末等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援と音声認識ソフトを活用した文字情報による相談支援を実施        |
| 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保 | 各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保                                            |
| 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業       | 介護者がいない、意思疎通が困難な重度の身体障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した人をコミュニケーション支援員として派遣               |
| ICT講習会の開催                   | (株)広島情報シンフォニーに委託して心身障害者福祉センター等において在宅障害者を対象とした講習会を開催するほか、施設等に講師を派遣し、入・退所者を対象とする講習会を開催 |

## 5 発達支援と教育の充実

### <施策項目>

(1) 総合的な発達支援の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

### 【主要課題】

#### ① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

- ◆ 障害の早期発見の機会と療育の場の充実とともに、保護者への支援の充実が求められています。
- ◆ 障害児支援に携わる事業者や従事者の質の向上が求められています。

#### ② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

- ◆ 障害児保育や、障害児支援サービスの質・量両面の充実、障害児とその家族への切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児への医療、福祉等の関係機関が連携した支援の充実が求められています。
- ◆ こども療育センター等における円滑な診察や通所療育の充実が求められています。
- ◆ 医療的ケア児支援法の施行や児童福祉法の改正に基づき、障害児とその家族を包括的に支援する観点から、支援の充実を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

- ◆ 子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のため、妊産婦・乳幼児健康診査を実施します。
- ◆ 発達障害の可能性のある子どものいる保護者を対象とした相談等を行うことにより、保護者の気付きを促すとともに、早期発見・早期療育に繋がるように支援します。
- ◆ 関係機関との一層の連携及び情報の共有により、発達障害を早期発見し、早期療育に繋がる体制を整備します。
- ◆ 就学時健診の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施します。
- ◆ 児童発達支援サービス事業所への支援により、サービスの質の向上を促進します。

#### ② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

- ◆ こども療育センターや事業所における職員の専門性を高めるための研修などにより、一人ひとりの子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育体制や支援機能を充実します。
- ◆ 療育水準の維持・向上に努めるとともに、成長期にある障害児の地域生活の支援に努めます。
- ◆ 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討します。
- ◆ 医療的ケア児を支える家族の負担の軽減を図る支援等の充実に努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実

| 主な事業・取組            | 事業・取組の概要                                                                                                    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合周産期母子医療センターの運営   | 広島市民病院において、産科センター、未熟児新生児センター、小児科、小児外科を集約し、子どもと母親に対する総合的な医療を提供                                               |
| 妊産婦、乳幼児健康診査        | 妊産婦・乳児一般健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施（1歳6か月児・3歳児に対しては、児童相談所と連携を図りながら、精神発達面の精密健康診査を実施）                       |
| 発達障害児早期発見・支援体制整備事業 | 乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布   |
| 発達支援コーディネーターの養成    | 保育園・認定こども園における発達障害児支援のリーダーを養成する講座を新任者と経験者に分けて実施。さらに、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図るため、専門性向上のための講座を実施 |
| 新生児聴覚検査事業          | 聴覚障害を早期に発見し、聴覚補助や言語発達支援等の適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施                                                     |
| 就学時健診の実施           | 就学時健康診断の場で、必要に応じて発達障害に関する相談を実施                                                                              |

### ② 医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

| 主な事業・取組                            | 事業・取組の概要                                                                                                                                                 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《新》医療的ケア児在宅レスパイト事業                 | 在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣                                                                                                           |
| 《新》児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターのあり方等を検討 | 児童福祉法の改正に基づき、児童発達支援センターが障害児支援の中核的役割を担うためのあり方等を検討                                                                                                         |
| 児童発達支援センターにおける地域支援                 | 身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応                                                         |
| 《拡》こども療育センター等における療育の実施             | こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診断・外来療育、家族等への支援を実施。また、各センター内に併設している児童発達支援センターにおいて療育を実施するとともに、同センターにおける発達障害児の受入体制の整備等を実施 |

| 主な事業・取組                          | 事業・取組の概要                                                                                 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重症心身障害児（者）医療型短期入所事業              | 舟入市民病院において医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業の補助を実施                                       |
| 重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの支援の検討 | 国の動向を踏まえ、支援を充実するため、重度の障害児を受け入れる民間の児童発達支援センターへの報酬等の支援について検討                               |
| 発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施〈再掲〉  | 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進 |

## 5 発達支援と教育の充実

### <施策項目>

(1) 総合的な発達支援の充実

(2) 自立に向けた教育の充実

### 【主要課題】

#### ① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

- ◆ 障害児個々のニーズに応じた教育支援や就学・教育相談を含む教育の充実が求められています。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育を推進することが求められています。
- ◆ 学校卒業後の行き場の確保も含め、関係機関との一層の連携が求められています。

#### ② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ◆ 障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉施策、教育施策、スポーツ施策、労働施策等を連動させながら支援し、参加の機会を充実する必要があります。
- ◆ 障害者の生涯学習の場への参加を促すため、活動や行事等の情報発信に努めることが必要です。

#### ③ 交流活動や放課後活動等の充実

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動できる場を確保するとともに、活動内容を充実する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもとない子どもの交流を学校生活以外の場においても推進する必要があります。

### 【施策の方向性】

#### ① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

- ◆ 一人一人の子どもの障害に配慮した指導や、教員研修等の充実などにより、子どもの能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。
- ◆ 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置や、専門家チームによる巡回相談指導等の実施など、特別支援教育体制の充実に努めます。
- ◆ インクルーシブ教育システム構築に向けた学校の体制づくりなどについて実践的な研究に努めます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、看護師の配置に努めます。
- ◆ 障害者の学校卒業後の関係機関との連携の充実に努めます。
- ◆ 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境の充実を図ります。
- ◆ 就学・教育相談を行う職員の専門性の向上など、就学・教育相談の充実に努めます。

#### ② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ◆ 福祉や市民活動、教育等の関係部局が連携して、障害者の生涯を通じた多様な学習活動への支援について検討します。

- ◆ 活動やイベント情報等の情報を発信する障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）の充実に努めます。

### ③ 交流活動や放課後活動等の充実

- ◆ 障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。
- ◆ 特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の障害や障害者への理解の促進に努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

| 主な事業・取組                   | 事業・取組の概要                                                                                                   |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 巡回相談指導の実施                 | 小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導を実施                                 |
| 特別支援教育アシスタント及び学習サポーターの配置  | 小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活上の支援を実施                  |
| インクルーシブ教育に係る研究校等における取組の推進 | 幼稚園における園内の支援体制づくりに係る実践的な研究を実施。また、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内の体制づくり等に係る実践的な研究を実施 |
| 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業       | 小・中学校等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置するとともに、今後の看護師配置に係る局を横断するシステムの構築に向けた検討を実施                 |
| 広島特別支援学校校舎増築              | 急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するため、広島特別支援学校の校舎を増築し、教育環境を充実                                                          |

### ② 生涯を通じた多様な学習活動の充実

| 主な事業・取組                      | 事業・取組の概要                                                                                     |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた関係部局との検討 | 生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組等について関係部局と検討                                                           |
| 区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実〈再掲〉 | 各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実                                                                   |
| 公民館での学習会開催、学習グループへの支援〈再掲〉    | 事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施 |

| 主な事業・取組                                         | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 《拡》「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実〈再掲〉 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施<br>〈マーガレットサイトURL〉<br><a href="https://shougai-hiroshimacity.jp/">https://shougai-hiroshimacity.jp/</a> |

### ③ 交流活動や放課後活動等の充実

| 主な事業・取組                   | 事業・取組の概要                                                                              |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別支援学校放課後対策事業、障害児いきいき活動事業 | 特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に、放課後及び長期休暇中における活動の場を提供                                             |
| 市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業     | 市立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する活動等の事業を行う地域活動グループ等に対し助成                                 |
| 放課後児童クラブへの障害児の受入れ         | 放課後児童クラブへの障害児の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施。また、受入施設のトイレ改修や階段への手すり設置等を実施 |

## 6 活躍支援の充実

### <施策項目>

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

### 【主要課題】

#### ① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむための取組が重要です。
- ◆ 障害者の主体的なスポーツ・レクリエーション活動への参加促進に努めるとともに、活動を通じた市民との交流等を一層促進する必要があります。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーションの分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行う場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。

#### ② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害者の文化芸術活動を通じた市民との交流等を促進することは重要であり、引き続き障害者の主体的な活動の参加促進に努める必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行っている、又はノウハウのある団体等との連携や、団体活動への支援が求められています。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍する障害者を支援することが求められています。
- ◆ 文化芸術についての体験や活動を行う機会・場所の確保や指導者の確保等、その環境整備が求められています。
- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、「読書バリアフリー法」に基づき、障害特性に応じた、利用しやすい形式での読書を可能にすることが必要です。

### 【施策の方向性】

#### ① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 障害者がスポーツ・レクリエーション活動をすることができる場や催しを充実することにより、障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ スポーツの分野で活躍する障害者に対して、全国的な大会や国際的な大会等への参加に対する支援をすることなどにより、障害者の社会参加と競技力の向上に努めます。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動の場所や指導者の充実により、障害者がスポーツ等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

## ② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

- ◆ 文化芸術活動ができる場や催しを充実することにより、障害者の文化芸術活動等への参加を促進するとともに、市民の理解・関心が高まり、交流が深まる取組を進めます。
- ◆ 文化芸術活動を行っている団体等への支援や、連携した取組に努めます。
- ◆ 障害者が文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、自らが文化芸術活動を行う場所や指導者の充実により、障害者が芸術等の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 文化芸術の分野で活躍できる人材の発掘・育成や、文化芸術活動を通じた経済的自立に向けた支援を進めます。
- ◆ 「読書バリアフリー法」に基づき、市立図書館における読書環境の整備を進めます。

### 【主な事業・取組】

#### ① スポーツ大会等への障害者の参加促進と環境整備

| 主な事業・取組                               | 事業・取組の概要                                                                  |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 《新》 インクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討           | 県と連携したイベントの開催等によるインクルーシブスポーツの振興に向けた取組を検討                                  |
| 障害者スポーツ大会の開催                          | 障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会に委託し、陸上、水泳、卓球等の競技を実施                            |
| 心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催                | 障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや技能の向上、楽しみながらのリハビリテーション効果等を目指し、水泳、テニス、バドミントン等の教室を開催 |
| 全国障害者スポーツ大会への選手派遣                     | 障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣                                    |
| 区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実              | 各区のスポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実                                                |
| 《拡》 国際大会等に参加する選手への支援（障害者スポーツ大会出場費補助金） | 各種障害者スポーツ大会に出場する選手又はチームに対し、参加費用の一部について補助                                  |
| 障害者スポーツの支援体制の整備                       | 障害者スポーツの振興のため、広島市障害者スポーツ協会の体制や関係団体等との連携の強化等による支援の検討                       |

#### ② 文化芸術活動のイベント等への障害者の参加促進と環境整備

| 主な事業・取組           | 事業・取組の概要                                  |
|-------------------|-------------------------------------------|
| 広響マーガレットコンサートの開催  | 障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催         |
| 心身障害者福祉センター文化祭の開催 | 障害者週間（12月3日～9日）中に開催し、文化教室等の作品展示、演奏発表などを実施 |

| 主な事業・取組                 | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公民館での学習会開催、学習グループへの支援   | 事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 《拡》図書館での障害者向けサービスの提供    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面朗読や録音図書及び関係機器の貸出、図書郵送貸出、国立国会図書館及びサピエ図書館のサービスの周知等を実施</li> <li>・ 大活字本や布絵本、点訳絵本等の充実</li> <li>・ 音声読み上げ対応の電子書籍やスマートフォンなどで音声により書籍やテキストなどを聴くオーディオブック等の導入検討</li> <li>・ 「障害者サービス担当職員向け研修」の図書館職員の参加や「対面朗読ボランティア研修会」によるボランティアの育成</li> <li>・ 令和8年度に移転再整備する中央図書館において、障害のある方など多様な人々が快適に利用できるユニバーサルデザインの採用、レイアウト等の工夫による十分な広さの通路等の確保、対面朗読室への発達障害などにより聴覚や視覚が過敏な方の利用にも配慮した機能の付加</li> </ul> |
| 映像文化ライブラリーでのバリアフリー作品の上映 | 映像文化ライブラリーにおいて、日本語字幕や音声ガイド、体感音響システムに対応した作品を上映                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ピースアート作品展の開催            | 障害者の芸術活動を通じた、社会参加の促進、芸術分野で活躍できる人材の発掘・育成、経済的自立の可能性の拡大を図るため、障害者が制作したアート作品を集めた作品展を実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 6 活躍支援の充実

### <施策項目>

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

### 【主要課題】

#### ① 福祉サービス事業所等での就労の支援

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場の確保と質の向上が求められています。
- ◆ 工賃向上等の福祉的就労の更なる充実が求められています。

#### ② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

- ◆ 障害者に対する企業の理解促進、就職に向けた職業訓練・能力開発、就職後の職場定着支援など、障害者が働くための環境整備等を含めた総合的な支援が求められています。
- ◆ 障害の特性に応じて、多様な働き方を選択できるとともに、やりがいを持って働くことのできる環境が求められています。

### 【施策の方向性】

#### ① 福祉サービス事業所等での就労の支援

- ◆ 企業等で働くことが困難な障害者が利用する、就労継続支援事業所等の福祉サービス事業所の開設などへの支援による、サービス量の確保と質の向上に努めます。
- ◆ 広島市就労支援センターを中心として、製品の販路拡大等の支援に加え、企業等への営業活動等を行い、「業務の受注・斡旋」の支援を強化することにより、障害者の工賃向上を図ります。
- ◆ 障害者就労支援施設等が供給する物品等の本市の調達について、目標を掲げて取り組みます。
- ◆ 障害者就労支援施設等が作製した自主製品の販売の場を提供してもらうよう、企業等との包括連携協定に基づく取組を推進します。

#### ② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

- ◆ 障害者雇用について専門性のあるハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関等と連携し、職場開拓、障害者と職場とのマッチングの促進、職域拡大、就労についての相談支援など、障害者の特性に応じた職業訓練・能力開発の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校に就職支援員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実や就労希望者への支援に努めます。
- ◆ 関係機関や事業者と連携し、農業分野などの新たな職域を開拓することで、障害者がやりがいを持って働くことのできる環境づくりに努めます。

## 【主な事業・取組】

### ① 福祉サービス事業所等での就労の支援

| 主な事業・取組                                  | 事業・取組の概要                                                                                                            |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労継続支援や地域活動支援センターの利用促進                   | 企業等への就労が困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供して訓練を実施する就労継続支援事業所や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの利用を促進                |
| 福祉サービス事業所等で可能な新たな取組（農業分野での福祉的就労等）の検討等の支援 | 就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉サービス事業所等による農業分野での福祉的就労等の新たな取組の検討や、商品の共同生産などの事業所間の連携を促すとともに、必要な支援を実施                        |
| 《拡》広島市就労支援センター事業                         | 市内の障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や自主製品の販路拡大等を支援するとともに、障害者の更なる工賃向上を図るため、企業等への営業活動を実施                                          |
| 障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進                   | 平成25（2013）年4月に「国等における障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことから、障害者就労支援施設等が供給する物品等の需要増進を図るため、市の調達方針について検討を行い、必要な取組を実施 |

### ② 障害の特性等に応じた働きやすい環境整備の支援

| 主な事業・取組                          | 事業・取組の概要                                                                         |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 《新》重度障害者等就労支援特別事業                | 重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣                        |
| 《新》市営店舗の入店に関する障害者世帯の優遇措置         | 市営店舗の入店について、障害者世帯の当選率を高めるよう優遇措置を実施                                               |
| 就労移行支援の利用促進                      | 企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行う就労移行支援の利用を促進        |
| 障害者雇用促進事業（本市職員等への知的障害者・精神障害者の雇用） | 本市又は本市関係公益的法人等に、知的障害者と精神障害者を会計年度任用職員又は非常勤職員等として雇用するとともに、支援員による支援を実施し、一般就労への移行を促進 |
| 障害者職業能力開発事業                      | 障害者の特性に応じた就職に必要な知識・技能の習得のため職業能力開発を推進                                             |
| ジョブ・サポート・ティーチャーの配置               | 市立広島特別支援学校に就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置し、職業教育の充実、就労希望者への支援を実施                      |

| 主な事業・取組         | 事業・取組の概要                                           |
|-----------------|----------------------------------------------------|
| 障害者経営支援アドバイザー派遣 | 障害のある創業予定者や事業主に対して、専門家を派遣し、創業に向けての課題や経営課題の解決に関して助言 |

## 6 活躍支援の充実

### <施策項目>

(1) スポーツ・文化芸術活動の促進

(2) 総合的な就労支援の充実

(3) 障害者雇用の拡大・定着

### 【主要課題】

#### ① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

- ◆ 令和5（2023）年4月から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障害者雇用に積極的な企業を増やす取組が求められています。
- ◆ 企業の障害者雇用についての理解促進や、定着のための就労における配慮、賃金面での処遇改善等が求められています。
- ◆ 障害者雇用の拡大や、就職時だけでなく様々な場面での支援が求められており、関係機関の一層の連携が必要です。

<参考> 法定雇用率の引き上げ

| 事業主区分 |            | 民間企業 | 国・地方公共団体等 | 都道府県教育委員会 |
|-------|------------|------|-----------|-----------|
| 法定雇用率 | 現行         | 2.3% | 2.6%      | 2.5%      |
|       | 令和6年4月1日以降 | 2.5% | 2.8%      | 2.7%      |
|       | 令和8年7月1日以降 | 2.7% | 3.0%      | 2.9%      |

### 【施策の方向性】

#### ① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

- ◆ 関係機関等との一層の連携を行い、障害者の雇用の拡大とともに、適性にあった雇用形態への改善に向けた取組を促進します。
- ◆ 障害者雇用に積極的な企業等に対する支援などの充実に努め、障害者を雇用する企業の増加と雇用の拡大を図ります。
- ◆ 就職後の障害者が離職することのないよう、障害についての理解を深めるための企業への支援や、雇用者との関係調整も含めた職場定着の促進に努めます。
- ◆ 市立特別支援学校高等部が実施する職場実習（インターンシップ）について、その目的や内容等を周知し、協力企業等の増加に努めます。

### 【主な事業・取組】

#### ① 関係機関等とのネットワークの構築等による障害者雇用の拡大・定着

| 主な事業・取組     | 事業・取組の概要                       |
|-------------|--------------------------------|
| 障害者合同面接会の開催 | 広島労働局、ハローワーク、広島県等との共催で合同面接会を開催 |

| 主な事業・取組                            | 事業・取組の概要                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者を多数雇用している企業に対する優遇措置の実施          | 障害者を多数雇用している企業の認定・公表及び本市の物品購入等における受注機会の拡大を実施                                                                                                                                               |
| 障害者雇用支援資金特別融資（中小企業融資制度）            | 新たに障害者を常用雇用する、4. 6%以上の割合で障害者を常用雇用している、またはジョブコーチを配置する市内の中小企業者等に対して、低利率で融資を実施                                                                                                                |
| 広島市障害者雇用促進検討会議による障害者雇用の拡大・定着に向けた取組 | 関係者による検討会議において、現在の障害者雇用に対する関係者の取組内容や連携状況、障害者雇用の事例やノウハウを整理した上で、次の事項等を検討し、障害者雇用の拡大・定着に向けた取組を実施<br>1 障害に応じた仕事の開拓や職域の拡大など、障害者雇用のノウハウを関係者で共有・蓄積するための方策<br>2 障害者雇用のノウハウと広島市の資源・特性を踏まえた障害者雇用の拡大方策 |
| 「インターンシップ・ガイド」の作成・配布               | 市立特別支援学校高等部が行っている職場実習（インターンシップ）の目的や内容等を周知するガイドの作成・配布を通じて、企業等に対して職場実習への協力を依頼                                                                                                                |
| 《新》重度障害者等就労支援特別事業〈再掲〉              | 重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、就労している重度障害者等の通勤や職場における身体介護等を行うヘルパーを派遣                                                                                                                                  |
| 《新》ICTを活用した就労の検討                   | 重度障害者等の就労機会の拡大を図るため、ICTを活用した就労について検討                                                                                                                                                       |